

令和7年香美市議会定例会

3月定例会議会議録（第1号）

令和7年2月28日 金曜日

令和7年香美市議会定例会3月定例会議会議録（第1号）

招集年月日 令和7年2月28日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 2月28日金曜日（審議期間第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	11番	山崎晃子
2番	公文直樹	12番	笹岡優
3番	中平麻衣	13番	濱田百合子
4番	西村剛治	14番	山崎龍太郎
5番	西山潤	15番	利根健二
6番	森田雄介	16番	山本芳男
7番	村田珠美	17番	山崎眞幹
9番	舟谷千幸	18番	小松紀夫

欠席の議員

8番	小松孝	10番	比与森光俊
----	-----	-----	-------

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	建設課長	野村文紀
副市長	村上真祥	農林課長	川島進
総務課長	竹崎澄人	商工観光課長	門脇正人
企画財政課長	黍原美貴子	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	小松伯聖	管財課長	三谷恵司
防災対策課長	中川英斉	ふれあい交流センター所長	原美和子
税務収納課長	猪野高廣	会計管理者兼会計課長	明石清美
高齢介護課長	中山繁美	《香北支所》	
福祉事務所長	野邑裕永	支所長	石元幸司
市民保険課長	萩野貴子	《物部支所》	
健康推進課長	宗石こずゑ	支所長	片岡亮

【教育委員会部局】

教育長職務代理者	宮地憲一	教育振興課長	一圓まどか
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長	小松幸春

【消防部局】

消防長	野口正一
-----	------

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和田雅充	上下水道局長	西村安史
-----------	------	--------	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局長書記 今 井 沙 織

議会事務局長書記 横 田 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 6号 令和7年度香美市一般会計予算
- 議案第 7号 令和7年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 8号 令和7年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 9号 令和7年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 10号 令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 11号 令和7年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 12号 令和7年度香美市簡易水道事業会計予算
- 議案第 13号 令和7年度香美市下水道事業会計予算
- 議案第 14号 令和6年度香美市一般会計補正予算（第11号）
- 議案第 15号 令和6年度香美市一般会計補正予算（第12号）
- 議案第 16号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第6号）
- 議案第 17号 令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 議案第 18号 令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 19号 香美市手話言語条例の制定について
- 議案第 20号 香美市動物愛護基金条例の制定について
- 議案第 21号 香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24号 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例及び香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 30号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33号 香美市立農山村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 34号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 35号 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
- 議案第 36号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 37号 小浜農産物直売所の指定管理者の指定について
- 議案第 38号 高井多目的集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 39号 中尾モノレールの指定管理者の指定について
- 議案第 40号 大栃多目的集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 41号 庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 42号 ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について
- 同意第 2号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 3号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 4号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 5号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 6号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 7号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 8号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 9号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 10号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 11号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 12号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 13号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 14号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 15号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 16号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 17号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 18号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 19号 農業委員会委員の任命について

同意第 20号 農業委員会委員の任命について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和7年香美市議会定例会3月定例会議議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和7年2月28日(金) 午前9時開議

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 報告第2号 香美市国民保護計画の変更について

(2) 専決処分事項の報告について

報告第3号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第4号 損害賠償の額の決定及び和解について

(3) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第 6号 令和7年度香美市一般会計予算

日程第5 議案第 7号 令和7年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算

日程第6 議案第 8号 令和7年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算

日程第7 議案第 9号 令和7年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算

日程第8 議案第 10号 令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

日程第9 議案第 11号 令和7年度香美市水道事業会計予算

日程第10 議案第 12号 令和7年度香美市簡易水道事業会計予算

日程第11 議案第 13号 令和7年度香美市下水道事業会計予算

日程第12 議案第 14号 令和6年度香美市一般会計補正予算(第11号)

日程第13 議案第 15号 令和6年度香美市一般会計補正予算(第12号)

日程第14 議案第 16号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第6号)

日程第15 議案第 17号 令和6年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)

日程第16 議案第 18号 令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第17 議案第 19号 香美市手話言語条例の制定について

日程第18 議案第 20号 香美市動物愛護基金条例の制定について

日程第19	議案第	21号	香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	22号	香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	23号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	24号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	25号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	26号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	27号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	28号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第	29号	香美市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例及び香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第	30号	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第	31号	香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第	32号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第	33号	香美市立農山村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第32	議案第	34号	市有財産の無償貸付けについて
日程第33	議案第	35号	香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
日程第34	議案第	36号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について
日程第35	議案第	37号	小浜農産物直売所の指定管理者の指定について
日程第36	議案第	38号	高井多目的集会所の指定管理者の指定について
日程第37	議案第	39号	中尾モノレールの指定管理者の指定について
日程第38	議案第	40号	大栃多目的集会所の指定管理者の指定について
日程第39	議案第	41号	庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定について
日程第40	議案第	42号	ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について
日程第41	同意第	2号	農業委員会委員の任命について

日程第42	同意第	3号	農業委員会委員の任命について
日程第43	同意第	4号	農業委員会委員の任命について
日程第44	同意第	5号	農業委員会委員の任命について
日程第45	同意第	6号	農業委員会委員の任命について
日程第46	同意第	7号	農業委員会委員の任命について
日程第47	同意第	8号	農業委員会委員の任命について
日程第48	同意第	9号	農業委員会委員の任命について
日程第49	同意第	10号	農業委員会委員の任命について
日程第50	同意第	11号	農業委員会委員の任命について
日程第51	同意第	12号	農業委員会委員の任命について
日程第52	同意第	13号	農業委員会委員の任命について
日程第53	同意第	14号	農業委員会委員の任命について
日程第54	同意第	15号	農業委員会委員の任命について
日程第55	同意第	16号	農業委員会委員の任命について
日程第56	同意第	17号	農業委員会委員の任命について
日程第57	同意第	18号	農業委員会委員の任命について
日程第58	同意第	19号	農業委員会委員の任命について
日程第59	同意第	20号	農業委員会委員の任命について

会議録署名議員

6番、森田雄介君、7番、村田珠美君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから、令和7年香美市議会定例会を再開し、3月定例会議を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

厳しい寒さが続いておりましたが、ここ数日は暖かさを増してまいりました。三寒四温を繰り返しながら、春は間近までやってきております。議員各位、執行部の皆様には、年度末を控え何かと御多忙の折、令和7年3月定例会議に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、昨年秋の衆議院議員総選挙で与党が少数となりました。令和7年度予算案の国会審議などで野党の協力を得ようと、年収の壁の引上げについて3党協議で譲歩を重ねてきましたけれども、協議は暗礁に乗り上げたようでございます。しかしながら、一方で、他の野党との協議の中で、高校授業料無償化や社会保険料の負担軽減策などで合意いたしました。このことによりまして、少数与党政権にとって前半国会の最大関門でございました令和7年度予算案は、修正され、成立するめどが立ったようでございますが、今後も、少数与党による厳しい政権運営が続くことが予想されます。

ところで、本市におきましては、連続テレビ小説「あんぱん」の放送を目前に控え、高揚感と緊張感の日々を迎えております。渋滞対策、駐車場の確保、飲食の充実、トイレ不足の解消など、オーバーツーリズム対策が機能するのか、議会としても注視していかなければならないと考えております。

さて、本定例会議に市長から提出されている議案は、令和7年度香美市一般会計予算をはじめ、議案37件、同意19件でございます。議員各位におかれましては、慎重審議の上、それぞれの議案に対し適切な議決を賜りますようお願いいたします。なお、今定例会議から新たな議場システムが運用されますが、3月定例会議直前の運用開始となりましたことから、御迷惑をおかけすることがあるかもしれません。あらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。

結びに、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たり私の御挨拶といたします。

報告します。8番、小松孝君、10番、比与森光俊君は、欠席という連絡がございました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題とします。

本件につきましては、2月25日の議会運営委員会で協議をいただいております。

協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、舟谷千幸さんから協議結果報告書

が提出されておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

お諮りしませう。報告書のとおり、今定例会議の審議期間は、本日から3月24日までの25日間としたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めませう。よって、今定例会議の審議期間は、本日から3月24日までの25日間と決定しませう。

なお、審議期間中の会議の予定につきましては、お配りしませうした予定表のとおりでございます。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、香美市議会会議規則の定めるところにより、今定例会議を通じて、6番、森田雄介君、7番、村田珠美さんを指名いたします。両名はよろしくお願ひいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から、香美市国民保護計画の変更について、報告第2号の報告、また、地方自治法第180条の規定による専決処分事項について、報告第3号、報告第4号の報告がありました。

次に、監査委員から、財政援助団体等監査結果報告書、例月現金出納検査及び定期監査の結果について報告書が提出されていませう。

その他の報告事項につきましては、お配りしませうした議長報告書のとおりです。

日程第3、報告第2号、香美市国民保護計画の変更についてから、日程第40、議案第42号、ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定についてまで及び、日程第42、同意第3号、農業委員会委員の任命についてから、日程第59、同意第20号、農業委員会委員の任命についてまで、以上58件を一括議題とします。

行政の報告及び、報告第2号から議案第42号まで及び、同意3号から同意第20号までの提案理由の説明を求めませう。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 本日、議員の皆様のお出席をいただき、令和6年香美市議会定例会3月定例会議が開かれませうことに、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ち、最近の香美市の取組を例に挙げながら、私の政治姿勢や市政運営についての考え方を御説明させていただきます。

まず、教育長の不在問題についてです。

教育長の選任につきましては、香美市の教育委員4人の承諾を得てからの議会提案という慣例に従ひ、御承認を得るべく御説明を続けておりましたが、令和6年中の合意に至らなかつたことから、市民の皆様へ御説明すべく、1月19日に住民説明会を開催いたしました。説明会では、隠し事なく責任を持ってお答えしたいということで、録音、

録画、写真の撮影を自由といたしました。この説明会は、私が主催したものであり、開催について市役所は一切関わっておりませんが、内容について、この場で御報告させていただきたいと思えます。

これまで、私は、市長と教育委員の皆様との確執が広く世に知られるのは、香美市のイメージダウンであり、今後の教育委員の皆様との意思疎通にもマイナスになると考え、表立っての批判は避けておりました。しかし、今回の説明会では、将来の香美市をよりよくすべく、教育委員会改革という言葉も使って、遠慮せずにお話をさせていただきました。

私は、これまで国や他県も含む多くの自治体の皆様方から、今回の問題についての御意見をお聞きする機会がありましたが、いただいたお声を踏まえて私なりに考えてみますに、香美市教育委員4人の皆様は、法改正以前の古い体質を引きずっていると思うに至っております。

平成27年4月に行われた国の法改正により、新たな教育委員会制度がスタートしました。この法改正は、平成23年に大津市においていじめにより生徒が自殺するという痛ましい事故があり、社会問題となったことが契機となっております。私なりに調べてみますと、市長部局が事故の原因究明を進めようとしたが、教育委員会の独立した組織体系により阻まれたという反省があり、閉鎖的かつ教育関係者の意向に沿った教育行政を行う傾向があり、地域住民の意向を十分に反映していないことなどが課題とされ、法改正がなされたと解説されております。

私は、教育委員の皆様が、教育長は義務教育の経験者でなければならないという考え方に固執され、教育長は教育委員が決めるものという、まさに法改正以前の閉鎖的な考え方をいまだにお持ちなのであれば、ここで認識を改めていただく必要があると考えております。それが、私の言う教育委員会改革です。

そもそも、法改正で教育長の任期が3年になった理由は、市長が4年の任期中に1回は教育長を選任する機会を持てるようにという趣旨であり、市長部局と教育委員会が一体となって行政を運営することを求めています。教育委員の皆様方は、市長が教育長を選任するという仕組みに不満を持っておられるようですが、市長が自らの責任と判断によって教育長にふさわしい方を候補者として選び、議会の同意を得て選任することが、政治的な介入には当たらないことは自明です。昨年5月に私が教育長を新たに選任するに当たり、教育委員4人が連名で、選任の議案を提案する権限を持つ市長と、議案に同意する権限を持つ議会の長である議長に対して、教育長の選任について要望書を出されたことは、法の趣旨に反するものであり、私の説明会に参加された市民からは、教育委員の皆様方の要望書について不信感を持つという意見がありました。このように、教育委員の皆様が市民から不信を抱かれる状況は、香美市教育委員会にとってマイナスであり、この不信感を払拭するような努力をしていただきたいと思います。

もちろん、説明会の中では、私へのリコールを呼びかける意見が出るなど、厳しい御

意見も少なからずいただいております。しかし、リコールに反対し、私に賛同して下さる方がマイクを握ってくださるなど、全体としてみれば、私の考え方に御理解いただいた方が多いと感じております。そして、説明会に参加された方の多くが、教育委員の皆様がなぜ私の提案に反対しているのか、直接聞いてみたいとお話をされておりました。教育委員の皆様には、教育行政に住民の意見を反映するという本来の役割を改めて御認識いただき、早期に御要望にお応えいただけるようお願いいたします。教育委員の皆様が、教育委員の本来の目的である、広く地域住民の意向を反映していただくべく、住民の御意見を聞いていただいた後に改めて協議を再開させていただければ、おのずと早期の合意に至るのではと思っております。

市長と教育委員の皆様がしっかりと意思疎通をすることは、香美市のまちづくりを長い目で見たときに、とても重要であると私は考えております。保護者や住民の皆様方には引き続きの御心配をおかけしますが、解決に向けてもう少しお時間をいただければと思っております。

次に、香美市の将来について、私が今考えることとお話いたします。

香美市は、令和8年3月で合併20周年を迎えます。合併時に3万人を若干超えていた人口は、現在、2万5,000人を割り込み、少子高齢化が進行しております。特に、令和6年の出生数は83人となり、今後の市政運営を考えたときに、スピード感を持って人口減少対策に取り組まなければ、財政的な面でも厳しくなると考えております。10月には国勢調査がありますが、この調査は、国からの交付税に大きな影響を与えることから、NHK連続テレビ小説「あんぱん」放送というチャンスも生かし、4月からスタートする、引っ越し祝k a m i c a（カミカ）マネー付与事業の取組を効果的に行うなど、移住者を増やすための施策に取り組んでまいります。

併せて、今年12月5日にJR土佐山田駅が開業100周年を迎えます。JR四国によりまして記念事業も計画されており、アンパンマン列車が走り、アンパンマンバスの始発駅となっている土佐山田駅を、しっかりPRしてまいります。

次に、市政運営における3つのビジョンから、1つ目の「人づくり・人が輝く香美市」についてです。

2月15日に「よってたかって生涯学習フォーラム」が開催されました。今年もお天気に恵まれ、約3,800人の方々が集まりました。この事業は、新たな企画や効果的なPRにより来場者が増えたものと考えており、保育園・幼稚園児から、小学生、中学生、高校生、大学生、社会人が一堂に会して実施する「探究のまち香美市」を体現した一大イベントに成長いたしました。また、昨年からスタートした「探究のまちk a m iプロジェクトアワード」において、7組の発表をお聞きしましたが、小学生グループ、中学生グループ、高校生グループ、そして、社会人と高校生の合同チーム、それぞれがすばらしい探究発表をしてくれました。この7組の発表者にはそれぞれ賞が贈られましたが、賞に優劣があるわけではありません。全ての発表者がすばらしい探求を行い、発

表してくれました。また、舞台発表を行ったグループだけではなく、多くの個人やチームの皆様が素晴らしい探究学習に取り組んで、ポスターセッションなどに御参加くださいました。「探究のまち香美市」というコンセプトの浸透を感じます。

私は、NHK連続テレビ小説「あんぱん」の見どころについて、やなせ先生が生涯学び続けられた姿を、ぜひ、見てほしいと、いろいろな場面でお話をさせていただいております。先生が人生を通じていろいろなお仕事にチャレンジされ、それぞれに成功を取られた背景には、生涯を貫く飽くなき探究心があったのだと私は考えております。

「探究のまち香美市」とは、日々の生活の中に学びを取り入れ、探究を楽しんでいる市民により日常生活を輝かせるまちづくりであり、子供たちだけではなく、大人も探究活動に取り組み、いろいろな世代が刺激を受け合いながら、人生を豊かにしていく取組だと考えております。行政としましては、市民が探究の成果を実際に行動に移す際には、提案型市民主役事業を活用いただくなど、市民のチャレンジを応援する市政に取り組んでまいります。

次に、2つ目の「絆づくり・多様な人と地域がつながる香美市」についてです。

私は、NHK連続テレビ小説「あんぱん」を機に、やなせ先生のことを多くの方々に改めて知っていただきたいと思っており、常々、やなせブームを起こしたいとお話をさせていただいております。そのために、やなせ先生が全国に残されたやなせキャラクターとの交流を深めたいと、私自身が計画して訪問活動を行っております。例えば、やなせ御夫妻が生活された新宿区には「新宿しんちゃん」というキャラクターがあり、区として大事に活用いただいております。昨年6月には、吉住新宿区長を御訪問させていただきました。また、「浦和うなこちゃん」を使ったまちづくりに取り組まれている、さいたま市の東京事務所や、「リンゴキッド」など多くのやなせキャラクターをお持ちのハウス食品グループ本社へ、昨年11月にお伺いさせていただきました。そして、今年に入ってから「人KENまもる君・人KENあゆみちゃん」を御活用いただいている法務省を訪問させていただき、鈴木馨祐法務大臣と杉浦人権擁護局長にも御挨拶をさせていただきました。今後とも、全国のやなせキャラクターを持つ自治体や企業とも連携しながら、やなせブームを起こすべく取組を進め、併せて、関係を深めた企業とのタイアップ企画や、香美市の知名度アップにつなげていきたいと考えております。

次に、3つ目の「夢づくり・新しい価値を創造する香美市」についてです。

この夢づくりについては、高知県の政策とも歩調を合わせ、香美市におけるデジタル化、グリーン化、グローバル化の3つについて、一歩一歩進めてまいります。

まず、デジタル化についてです。

香美市では、地域電子マネーk a m i c aを使い、地域経済の活性化に取り組んでおりますが、令和7年度は、新たにk a m i c aアプリにスタンプラリー機能を追加いたします。スタンプラリーの取組は、市民にとって、これまで行ったことのないお店を利用するきっかけとなり、香美市の魅力を再発見することにつながります。また、事業者

にとりまして、このスタンプラリー効果で、新たな顧客を獲得する機会や新規出店及び創業への意欲が高まるなど、香美市独自の新規事業支援策にもなります。ほかにも、NHK連続テレビ小説「あんぱん」放送というチャンスを生かすなど、いろいろなアイデアで香美市のデジタル化に取り組んでまいります。

次に、グリーン化についてです。

香美市は豊かな森林資源を持ち、2つの森林組合、県の森林技術センター、高知県立林業大学校、また、第29回全国植樹祭が行われた甫喜ヶ峰森林公園など、林業や山の恵みに関わる多くの施設があり、グリーン化に向けた施策を行う際には、全国的に見ても恵まれた環境だと考えております。市内の小・中・高等学校では、子供たちがSDGsに根差した環境学習や世界的な環境問題を探究のテーマとするなど、香美市の恵まれた環境を生かして学習してくれております。そこで、香美市では来年度から新たに、市民と一緒に森林整備を行うための「かみんぐ future つなぐ森公募事業」をスタートさせます。この取組は、自ら林業作業を行う方の安全防具や特殊伐採装具などの導入支援、また、自治会を対象とした里山周辺の森林整備への支援を重点的に行います。里山の森林整備は、水源涵養や土砂流出を防ぐ観点からも重要であり、よい景観が形成されると香美市の魅力向上という効果も生まれます。香美市民とともに香美市の自然環境をよくする取組に取り組んでまいります。

次に、グローバル化についてです。

人口減少が進む日本では、労働者不足を補うために外国人労働者を増やしてきており、香美市におきましても外国人住民が増加してきております。香美市役所においても、庁舎を訪れる外国人に対してサポート体制を充実できるよう検討しているところです。また、4月13日には大阪・関西万博が開幕しますが、日本を訪れる外国人観光客の増加が見込まれており、香美市におきましても、龍河洞などの観光地への外国語パンフレットや案内板の設置など、一定の対応を行ってきました。今後も、来ていただいた外国人観光客の皆様へ、リピーターになっていただけるよう取り組んでまいります。そして、外国人を含む地域住民同士が日本語の学習を通じて交流し、相互に理解を深めることで尊重し合える地域となることを目指して、「かみしにほんごサロン（仮称）」という取組をスタートさせます。そのために、香美市の方に日本語ボランティアになってもらうための養成講座を3月に開校いたします。これからの日本や香美市にとって決して避けられないグローバル化の流れを、むしろ追い風とすべく、香美市民の協力も得ながら香美市らしいグローバル化に取り組んでまいります。

次に、5つの基本政策と4つの横断的な政策に基づく香美市づくりについてです。

最初に、基本政策の1つ目、経済の活性化についてです。

令和7年度は、NHK連続テレビ小説「あんぱん」によりまして、香美市の認知度は全国的に上がると思います。実際に、香美市を紹介してくれているやなせ先生に関する書籍が新たに出版されてきており、今後も、NHK出版より発売される、連続テレ

ビ小説「あんばん」公式本など、放送開始に向けてさらに増えるのではと思います。やなせ先生のふるさと香美市に注目が集まることは間違いありません。そこで、この認知度向上を経済の活性化につなげるべく、やなせ先生や香美市にゆかりのある商品開発、ふるさと納税や県外のアンテナショップを活用した販路拡大につきまして、検討を進めております。

また、野菜につきましても、やなせ先生が作ってくださった「高知の野菜11人きょうだい」を活用した取組を進めております。2月20日、21日には、JA高知県香美地区トップセールスということで、濱田香南市長とともに、東京・名古屋・大阪に行つてまいりました。それぞれの地域に高知野菜を扱う卸売会社が集まった組織があり、今回は、関西土佐会の皆様の段取りで、梅田阪神百貨店と近商ストアでJA高知県香美地区を主体とした高知県フェアを開催していただきました。両市が産地であるニラ、香南市のピーマン、メロン、スイカ、県内産の文旦やトマトなどの販売、そして、「高知の野菜11人きょうだい」の中から「にらのニラコさん・ピーマンのピーくん・メロンのメロさん」のスタンディ、分かりやすく言えばキャラの看板ですが、魅力的な売場をつくっていただいております。併せて、県のどっぷり高知旅キャンペーン推進委員会が作ってくれた「高知の野菜11人きょうだい」のシールを、香美市のパンフレットとともに店頭販売の場で配らせていただきました。子供が喜んで受け取ってくれたことから、親子連れのお客様としっかりお話しさせていただくなど、高知野菜を効果的にPRできたお手伝いを感じております。また、高知県フェアを行っていただいた近商ストアは、近鉄グループの会社で、大阪・奈良・京都に36店舗、2023年度580億円の売上げを誇る企業です。近商ストアの上田社長とゆっくりと意見交換させていただいたのですが、今後のフェア開催にも前向きでした。上田社長と昨年のトップセールスでもお会いしており、協力的にお話をさせていただいております。今後も、NHK連続テレビ小説「あんばん」放送期間中に高知県大阪事務所にも御協力いただいて、野菜だけではなく香美市のお土産物も含めて関西圏での販路拡大に取り組んでまいります。

そしてもう一つ、令和7年度に行う経済活性化策としまして、楠目地区で計画しております産業団地の整備につきましても、県との連携を深め、雇用の場をつくるべく、具体化させてまいります。

次に、基本政策2つ目の健康長寿の香美市づくりです。

健康長寿のためには、よくかんでよく食べることが重要であり、歯と口の健康を保つことについての啓発活動を続けています。また、虫歯予防とフレイル予防につなげようと、子供から高齢者まで、ライフステージに合わせた歯科保健事業に長年取り組んでおります。昨年11月には、この事業に歯科衛生士として長年取り組まれてきた西岡仁子さんが、個人として歯科保健功労者表彰を受賞されました。西岡さんの御受賞は、香美市にとりましてもこれまでの取組が認められた成果だと、本当にうれしく思っております。今後とも知識の普及啓発と虫歯予防の推進に取り組んでまいります。

次に、基本政策3つ目の教育の充実です。

全国的に保育士不足が言われており、香美市においても、人員確保につきましても苦しい状況が続いております。この状況を何とかしたいと、昨年、香美市で運営している6園の保育士にアンケート調査を行い、実態調査をさせていただきました。若手保育士が辞めてしまうことがここ数年続いておりますが、アンケート調査の結果も踏まえて私なりに考えたときに、働き方改革が必要であるのではないかと思いました。そこで、私自身が直接お話をお聞きしようと、30代、40代、50代、園長先生と、年代別に4回のヒアリング機会を設けました。それぞれの年代と話をしてみて、若い年代と園長先生の年代では考え方にギャップがあると感じました。保育の在り方は時代に合わせて変わらざるを得ないと思えますし、組織マネジメントと働き方改革について取り組んでもらいたいという結論に達しました。令和7年度は、その基盤として、ICTシステムを導入させていただきたいと思っております。ICTシステムで全てが解決するわけではありませんが、業務改善のきっかけになればと思っております。今後とも、保育士の皆様にとって働きやすい職場環境となるよう意見交換を続け、よりよい保育園を目指して取り組んでまいります。

次に、基本政策4つ目の市民を守る災害対策についてです。

令和6年は、お正月の能登半島地震に始まり、南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、香美市におきましても地震への備えにつきましても改めて考える機会となりました。香美市役所の使命は、何よりも市民の生命と財産を守ることであり、地震から市民の命を守るべく、来年度は今年度以上に耐震改修を進められるよう、100件分の予算を計上させていただきました。できるだけ早く耐震化率100%が実現できるよう、啓発にも努めながら努力してまいります。

また、香美市における防災力の要は消防団であると思っております。順番に消防屯所も改修しているところですが、令和7年度は永野分団屯所を建て替えます。人口減少が進み、若手が少なくなっている現状ですが、地域の防災力維持のため、消防団員確保に向けても効果的なPRを検討するなど、できる限りの努力をしてまいります。

最後に、基本政策5つ目のインフラの充実と有効活用です。

いよいよ3月29日に、ものべがわエリア観光博「ものべすと」が開幕いたします。この日に合わせてアンパンマンミュージアムがリニューアルオープンし、3月31日にはNHK連続テレビ小説「あんぱん」の放送がスタートするということで、今後、香美市を訪れるお客様が爆発的に増えてくると考えます。特に、5月のゴールデンウィークは、多くのお客様が本市を訪れることが予想されるため、高知工科大学の交通計画の研究室に、渋滞の発生状況をシミュレーションいただき、効果的な渋滞対策について検討したり、アンパンマンミュージアムのチケットを時間ごとの予約販売にして観光客の分散化に取り組むなど、一定の準備をしております。併せて、高知県中央東土木事務所には、アンパンマンミュージアム周辺の国道の舗装修繕や、横断歩道の更新、セ

ンターラインの引き直し、杉田から橋川野周辺にかけてのガードレール更新など、安全性向上のための工事を進めていただいております。また、県警にも渋滞対策のために信号のタイミングをきめ細かく調整していただくなど、御協力いただいております。オープニングとなる3月29日には、一般予約に先駆けて、アンパンマンミュージアムへ市内中学生以下の子供たちを特別内覧会に御招待するほか、観光博覧会「ものべすと」のイベントに向けて、多くのお客様が来てくださることと思います。29日の対応状況については、後日、分析、反省を行い、この結果を5月のゴールデンウィークの渋滞対策に生かすべく、臨時駐車場の運営やシャトルバスの効果的な利用など、継続的な改善に努めてまいります。

続いて、4つの横断的な政策についてです。

1つ目は、親しまれ信頼される行政窓口への継続的な改善です。

香美市役所は駐車場が少なく、来庁される市民の皆様には御迷惑をおかけしてまいりました。また、会議室不足や南海トラフ地震に備えた整備など、新たな課題も生まれております。そこで、積年の課題を解決すべく、令和7年度には新西庁舎等の建設工事に着手します。この整備によりまして、市役所内の会議室不足が一定解消され、今後は、市民サービスを充実させるべく、業務改善や新たな課題の解決にも取り組んでまいります。また、新たなふれんどる一むに関しましても、子供たちが学びの楽しさに触れてもらえる機会を、これまで以上に充実させることができると考えております。

併せて、日曜市が開催されている南敷地の購入も昨年末に完了したことから、今後は、新たな計画づくりと建物の撤去を含めた整備に着手いたします。現状の日曜市の皆様には、4月からの当面は、市役所北側のひさし下で出店していただくことを予定しております。南敷地の整備が終わりましたら、日曜市の皆様だけではなく、新たな出店者も加わる形でスタートさせたいと思っております。これからも住民サービスを向上させるべく、市役所機能の充実に努めてまいります。

2つ目は、中山間対策の充実・強化です。

近年、中山間地域での鳥獣被害が増加し続けており、農産物の生産を諦めたという住民の悲痛な声まで届いております。いろいろな策を講じているところですが、やはり狩猟者を増やす取組が重要であると考えております。そこで、3月8日に日ノ御子河川公園キャンプ場にて、狩猟フェスタを開催いたします。本年度は、狩猟フォーラムへより多くの方に参加していただけるよう、リニューアルしての開催です。今回は、ジビエ料理の出店やアクセサリーの作成体験などの企画で、キャンプ場を会場に開催することから、楽しく狩猟の魅力について知っていただけるイベントになるのではと思います。また、くくりわなや箱わなの実演など、実践的な知識も学べるイベントです。今後も、中山間地域の生活を有害鳥獣から守るため、新たな狩猟者を増やすべく取り組んでまいります。

併せて、中山間地域での買物の機会を守るため、移動スーパーの支援として、車両の

更新費用も計上させていただいております。

また、昨年4月から設計、9月から改修工事を実施しておりました、奥物部ふるさと物産館が、自然豊かな奥物部湖を望む明るく開放的な施設として、4月にリニューアルオープンいたします。12月定例会議で議決いただきました、集落活動センター奥物部推進協議会が指定管理者に決定しており、レストランや体験メニューなど、物部町らしさを地域内外へアピールして、物部地域の活性化に努めていただけることになっております。ふるさと物産館のリニューアルも含め、今後も中山間地域の生活を守るためにいろいろな知恵を絞って努力してまいります。

3つ目は、子供施策の充実と女性活躍の場の拡大です。

本日、冒頭にもお話ししましたが、昨年生まれた赤ちゃんの数は、香美市全域で83人と過去最少であり、このことにつきましては、市役所としましても危機的な状況と考えております。そこで、新たに令和7年度から医療費無料を18歳までに年齢を引き上げ、そして、結婚時に御夫婦お一人ずつにkamicaマネーを5万円分付与いたします。また、4月2日以降に生まれた赤ちゃんで、3か月後も香美市に住んでくれているならば、赤ちゃんにkamicaマネーを5万円分付与するという事業をスタートさせます。出生数にどれだけの効果があるかにつきましては正直未知数ではありますが、結婚や子育てに対して、香美市が応援していくという意気込みとして御理解いただければと思います。今後とも、財政的な制約はありますが、子育て支援策にしっかりと取り組んでまいります。

最後に、4つ目の文化芸術とスポーツの振興です。

やなせ先生は、ふるさと香北町を愛し、朴ノ木公園にお墓を造られ、御夫婦で眠られております。やなせ先生は、子供時代に香北町で遊んだ思い出が多くの作品に影響を与えたと語っており、そして、生涯忘れられなかったからこそ、多くの時間を過ごした東京ではなく、最終的にふるさとに戻られたのだと思います。香美市で育つ子供たちには、やなせ先生のように、子供時代によい思い出をたくさんつくってほしいと思います。そこで、子供たちに絶大な人気がある秦山公園のふわふわドームを、令和7年度に改修いたします。香美市内には小学生が遊ぶ場所が少ないとよく聞きますが、子供たちの体力づくりにもつながることから、庁内で話をしながら、安全に遊べる場所を増やすべく、検討していきたいと思っております。今後とも、子供たちにとっても楽しい香美市となるよう、努力してまいります。

このほか、スポーツの振興策として、社会体育施設の適切な修繕と、社会体育施設照明のLED化を進めています。利用者が少しでも快適に使えるよう、継続して維持管理を行ってまいります。

また、文化芸術の振興策として、香美市民の方が少しでも文化芸術に親しんでいただけるよう、令和7年3月29日から、やなせたかし記念館の入館料について、市民料金の設定をしております。多くの市民の方にやなせたかし記念館へ足を運んでいただき、

親しんでいただけたらと思います。

このほか、香美市立美術館についても、広く香美市民に親しんでいただくため、令和7年4月1日から、香美市民の入館料を無料といたしました。ぜひ、多くの市民の方々に来ていただいて、様々な文化に親しんでいただけたらと考えております。

以上、5つの基本政策と4つの横断的な政策について御説明させていただきました。続きまして、各課関連の行政報告を申し上げます。

定住推進課からは、高知県清流保全パートナーズ協定による寄附について、ふるさと納税についての2件。農林課からは、鳥獣対策事業について、木材住宅支援事業についての2件。農業委員会からは、農地法等による申請についての1件。建設課からは、工事関係について、治水対策についての2件。環境課からは、(仮称)嶺北香美ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見書についての1件。教育振興課からは、姉妹都市交流事業についての1件。生涯学習振興課からは、成人式についての1件。消防課からは、令和6年の火災、救急及び救助出動件数について、新基準活動服の更新についての2件。詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照ください。

次に、令和7年度一般会計予算の規模について御説明いたします。

本年度の歳入・歳出予算総額は216億6,000万円で、前年度予算総額203億9,400万円と比べて、12億6,600万円、6.2%の増となっています。

歳入では、市税で市民税が前年度比8.9%増、固定資産税が前年度比2.4%増、軽自動車税が前年度比0.3%減、たばこ税が前年度比0.2%減、入湯税が前年度比36.7%減等により、総額で27億5,143万7,000円、前年度比1億2,186万5,000円、4.6%の増、地方譲与税は前年度比11.6%の増、利子割交付金は前年度比27%の増、配当割交付金は前年度比63.4%の増、株式等譲渡所得割交付金は前年度比71.4%の増、法人事業税交付金は前年度比0.6%の増、地方消費税交付金は前年度比5.1%の増、ゴルフ場利用税交付金は前年度比1.6%の減、環境性能割交付金は前年度比14.9%の増となっています。

地方特例交付金は、個人住民税の定額減税に伴う減収補填の終了により2,159万5,000円、前年度比6,528万8,000円、75.1%減となっています。

普通交付税は、地方財政計画における物価高や人件費の増加を踏まえた対応などを考慮して64億円、前年度比5,000万円、0.8%増を計上しています。

繰入金につきましては、歳入不足を補うため、財政調整基金繰入金17億3,300万5,000円、前年度比2億6,118万7,000円、17.7%増、公債費の財源として普通交付税から控除される見込みの臨時財政対策債償還基金費相当額の減債基金繰入金4,574万3,000円、前年度比4,574万3,000円皆増等を計上し、基金繰入金の総額は19億9,592万4,000円、前年度比3億590万8,000円、18.1%増となっています。

市債については、庁舎建設事業や社会福祉事業等に伴う旧合併特例事業債12億

6,850万円、消防防災施設整備事業や児童福祉施設整備事業及び道路新設改良事業等に伴う過疎対策事業債11億4,160万円、過疎対策事業債（ソフト分）1億2,800万円、緊急防災・減災事業債1億8,760万円等により、総額で28億7,160万円、前年度比2億4,252万5,000円、9.2%増となっています。なお、交付税の振替財源としての臨時財政対策債は、国の制度創設以来、初めての新規発行額なしとなっております。前年度比1,657万5,000円皆減となっています。

歳出では、性質別に大別すると、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）が89億8,494万3,000円、前年度比3億370万7,000円、3.5%増、投資的経費（普通建設事業費・災害復旧事業費）が41億2,879万円、前年度比5億6,607万円、15.89%増、その他の経費85億4,626万7,000円、前年度比3億9,622万3,000円、4.86%増となっています。また、総予算に占める割合は、義務的経費が41.5%、投資的経費が19.1%、その他経費が39.4%となっています。

以上、令和7年度一般会計予算案の説明を終わります。

続きまして、本定例会議に提案します議案について説明いたします。

報告第2号は、香美市国民保護計画の変更についてです。

報告第3号は、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてです。

報告第4号は、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてです。

議案第6号は、令和7年度香美市一般会計予算です。

議案第7号は、令和7年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算です。

議案第8号は、令和7年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算です。

議案第9号は、令和7年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算です。

議案第10号は、令和7年度香美市後期高齢者医療特別会計予算です。

議案第11号は、令和7年度香美市水道事業会計予算です。

議案第12号は、令和7年度香美市簡易水道事業会計予算です。

議案第13号は、令和7年度香美市下水道事業会計予算です。

議案第14号は、令和6年度香美市一般会計補正予算（第11号）です。

議案第15号は、令和6年度香美市一般会計補正予算（第12号）です。

議案第16号は、令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第6号）です。

議案第17号は、令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）です。

議案第18号は、令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）です。

議案第 19 号は、香美市手話言語条例の制定についてです。

議案第 20 号は、香美市動物愛護基金条例の制定についてです。

議案第 21 号は、香美市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 22 号は、香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 23 号は、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 24 号は、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 25 号は、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 26 号は、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 27 号は、香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 28 号は、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 29 号は、香美市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例及び香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 30 号は、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 31 号は、香美市営多目的集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 32 号は、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 33 号は、香美市立農山村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてです。

議案第 34 号は、市有財産の無償貸付けについてです。

議案第 35 号は、香北健康センターセレネの指定管理者の指定についてです。

議案第 36 号は、大井平体験実習館の指定管理者の指定についてです。

議案第 37 号は、小浜農産物直販直売所の指定管理者の指定についてです。

議案第 38 号は、高井多目的集会所の指定管理者の指定についてです。

議案第 39 号は、中尾モノレールの指定管理者の指定についてです。

議案第 40 号は、大栃多目的集会所の指定管理者の指定についてです。

議案第 41 号は、庄谷相多目的集会所の指定管理者の指定についてです。

議案第 42 号は、ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定についてです。

同意第 3 号は、農業委員会委員の任命についてです。
同意第 4 号は、農業委員会委員の任命についてです。
同意第 5 号は、農業委員会委員の任命についてです。
同意第 6 号は、農業委員会委員の任命についてです。
同意第 7 号は、農業委員会委員の任命についてです。
同意第 8 号は、農業委員会委員の任命についてです。
同意第 9 号は、農業委員会委員の任命についてです。
同意第 10 号は、農業委員会委員の任命についてです。
同意第 11 号は、農業委員会委員の任命についてです。
同意第 12 号は、農業委員会委員の任命についてです。
同意第 13 号は、農業委員会委員の任命についてです。
同意第 14 号は、農業委員会委員の任命についてです。
同意第 15 号は、農業委員会委員の任命についてです。
同意第 16 号は、農業委員会委員の任命についてです。
同意第 17 号は、農業委員会委員の任命についてです。
同意第 18 号は、農業委員会委員の任命についてです。
同意第 19 号は、農業委員会委員の任命についてです。
同意第 20 号は、農業委員会委員の任命についてです。

以上、令和 7 年度香美市一般会計予算など、報告 3 件、議案 37 件、同意 18 件の提案となります。

議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照いただき、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 以上で、行政の報告及び、報告第 2 号から議案第 42 号まで、及び、同意第 3 号から同意第 20 号までの提案理由の説明を終わります。

これから、報告第 2 号について質疑を行います。質疑はありますか。

12 番、笹岡優君。

○12 番（笹岡優君） 今回の改定に至った背景、なぜ改定したのか。それから、これを見ますと、全体 102 ページのうちの 56 ページの内容が、武力攻撃事態等への対処が前面になっているわけですね。ですから、この辺の背景等も含めて、どのセクションでこれをまとめたのかをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

この変更に至った経緯なんですけれども、資料もつけさせてもらっていますが、一番最後の 4 枚目のところに、変更の主な概要があります。変更の理由としましては、この 3 点に書いてありますとおりです。

それと、どこが主になってやったかという、防災対策課でやらせてもらいました。

- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。
12番、笹岡優君。
- 12番（笹岡優君） この中を見たら、敵国とかを含めて書いていますね、言葉が。それから、船舶も入っています。これは国のマニュアルに沿ってつくったという認識でいいでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。
- 防災対策課長（中川英斉君） そのような認識でよろしいです。
- 議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。
- 12番（笹岡優君） 先ほど市長の報告があったんですが、やなせたかしさんの戦争に対する哲学も含めて、それが全然反映されていません。なぜ、アンパンマンをつくったのか。相手と敵関係になってしまったら、お互いに対立と分断になっていきます。そして、中身を見たら分かりますとおり、災害のときの災害対策基本法が廃止されて、全部武力攻撃事態法に切り替わって、権限が市長から国に全部変わります。そのこともちゃんと理解してこれをつくったという認識でいいでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。
- 防災対策課長（中川英斉君） 国の法律で規定されていますので、こういうつくりになっています。資料2ページ目に第3編がありまして、武力攻撃事態等への対処として図がありますけれども、国から県を通して市に情報が伝達されることによって、市は対策本部を立ち上げることになっています。
- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。
13番、濱田百合子さん。
- 13番（濱田百合子君） いただいた国民保護計画の2ページに、市国民保護協議会に諮問の上と明記されていますけれども、ちょっと規約を見たのですが分からなかった。委員定数を23人と書かれていたと思うんですけど、そこの構成メンバーはどんなふうになるのでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中川英斉君。
- 防災対策課長（中川英斉君） ちょっと手元に資料がないので、すぐにお答えできませんけれども、手続については、パブリックコメントとかもやりながら、最終的に変更計画を定めました。
- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。
11番、山崎晃子さん。
- 11番（山崎晃子君） 報告第3号についてお聞きいたします。
- 議長（小松紀夫君） 山崎議員、まだです。
- 11番（山崎晃子君） すみません。
- 議長（小松紀夫君） 報告第2号についての質疑はありませんか。
「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号についての質疑を終わります。

次に、報告第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 失礼いたしました。それでは、報告第3号についてお聞きいたします。

林道を走行中に道路のり面から落石があると概要に記載がありますがけれども、落石の状況と対策はどのようになっておるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。林道大栃線についてでございます。

林道のり面から落ちてきました石によりまして、走行中の車のフロントガラスが破損をしたということです。現場は、小さな石が幾つか落ちておるような状態であったということでございます。

この対策としては、落石注意の看板をかけまして注意喚起をしますとともに、地元の森林組合等に委託をしまして、年に二、三回程度の清掃を行っております。また、台風とか大雨の後にはパトロールをし、そこで落石等があった場合には対応をしておる状況でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしたら、のり面に対して落石防止柵を張るとかまではしなくてもいいような状況でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

林道はなかなか延長も長くて、崩れたり、災害対応は当然随時行ってきておりますけれども、全面に対しまして落石防護柵を張っていくことは、現時点ではなかなか対応が難しいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） のり面からこけた石がフロントガラスに当たるといのは、なかなか考えにくいんですけども、どういう経過なのか。それと車種は何なのかをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） こちらのり面が結構高くて、車のフロントガラスの高さよりも、のり面がちょっと高いような位置関係もございまして、のり面から落ちてきた石がフロントガラスに当たったものとなっております。

車種については、軽のバンでございます。

以上です。

- 議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。
- 12番（笹岡優君） ということは、ボディーとかいろんなどころには傷がつかずに、フロントガラスに直撃したという認識でいいのでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。
- 建設課長（野村文紀君） それで結構です。
- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。
「なし」という声あり
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。
以上で、報告第3号についての質疑を終わります。
次に、報告第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。
4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） 事故の発生状況について、ちょっと確認をさせていただきます。
議案細部説明書の1ページには、市道において公用車を転回させるため後退した際、左前輪が量水器の上を通過したために蓋が壊れたとなっておりますけれども、これは、市道の上で転回したのではなく、相手方となる株式会社Aさんの私有地に侵入した際に破壊したという状況になるのか、お伺いします。
- 議長（小松紀夫君） 消防長、野口正一君。
- 消防長（野口正一君） お答えいたします。
該当車両につきましては、消防本部の消防ポンプ自動車でございます。当日は、消火栓の点検中、次の消火栓に向かうときに私有地にバックで入って、左前輪で相手方の計量器を破損させてしまったということです。
以上です。
- 議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） 消防車両で重量が相当大きかったということで、ある程度納得はできるんですけども、その私有地に入る必要性が本当にあったのか、判断を誤っていないかはいかがでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 消防長、野口正一君。
- 消防長（野口正一君） お答えいたします。
おっしゃるとおり、私有地で転回する必要はなかったと消防本部では考えております。消防署長から、今後は、私有地での転回等につきまして、緊急時以外は厳禁ということを伝えております。
以上です。
- 議長（小松紀夫君） ほかに質疑ありませんか。
「なし」という声あり
- 議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号についての質疑を終わります。

先ほどの議会運営委員会協議結果報告書のとおり、議案第14号及び、同意第2号から同意第20号につきましては、本日、他の案件と分離し、香美市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから、日程第12、議案第14号、令和6年度香美市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 補足説明はございません。

○議長（小松紀夫君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 議案書10ページでお伺いいたします。

債務負担行為補正に児童クラブ指定管理料がありまして、これの変更ということですが、議案細部説明書163ページにございます、常勤の放課後支援員を2人以上配置した場合の補助基準の創設ということですが、増加基準と基準額を教えてください。

それと同時に、児童クラブ巡回支援事業とはどのような事業なのか、内容をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 常勤の放課後児童支援員を2人以上配置した場合、運営費等において、令和6年度から新たに上乗せ補助が創設されました。市内10児童クラブにおいて、児童数や開所日数、開所時間によって基準額は異なりますが、従前の基準額より1児童クラブ当たり約200万円が上乗せとなり、10児童クラブ合計で約2,000万円が増額となります。

また、児童クラブ巡回支援事業の内容につきましては、放課後児童クラブにおきまして、子供が安全・安心に過ごすことができ、子供の主体的な活動が尊重される質の高い支援を確保するための助言、指導等を行うため、巡回アドバイザーを配置するものです。主に主任クラスの職員配置を想定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 同じページの債務負担行為の関係等で、美良布保育園建設事業について、現在の美良布保育園建設計画は今回減額ですので、断念するということになるのでしょうか。そして同時に、新たに建設用地を確保することになっていくのでしょうか。

また、この間の問題等で、市長部局を含めて、建設に責任のある体制を取ることが必要じゃないでしょうか。行政財産を造るわけですので、教育部局だけではなしに、市全体の持っている能力で総合的に検討してやっていくというプロジェクトチーム的な手だてがないと、これぐらい遅れた中で、市の総力を挙げてやるという点はどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 当事業につきましては、昨年6月定例会議で、建設費の増加、周辺住民との交渉不調等を理由に、事業実施について一旦立ち止まって考え直すべき、もしくは、新規の候補地を探すべきと、議会から御意見をいただきました。教育委員会といたしましては、いただいた御意見を重く受け止め、昨年6月以降、市長部局の関係各課と構成する庁内検討会議を開催するなどして、検討を重ねてまいりましたが、様々な課題を解決するめどはいまだに立っておりません。こうした状況下、当初、令和8年度を予定していた工事の完成時期を見込むことができなくなったことから、今回、債務負担行為の廃止を上程させていただいたところでございます。

なお、現時点では、現計画の見直しも含めまして、周辺住民との交渉も継続するとともに、新規の候補地につきましても、複数の箇所を念頭に置きながら検討を進めている段階でございます。今後の方針が固まり次第、議員の皆様、保護者や地域の皆様に御説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まずもって、美良布保育園の建設が遅れておることにつきまして、私にも責任があると考えておりまして、おわびを申し上げたいと思っております。

この計画は、私が市長になりましたときの計画であれば、令和7年4月から開園となっておりましたが、私が市長なりましてからいろんな問題があり、先ほど御指摘があったような、市長部局と教育委員会部局のコミュニケーション不足もあったと認識しておりまして、このままでは到底無理だということで、市長部局と教育委員会部局が一緒になって庁内検討会議を開催し、マネジメント面につきましては、まさに香美市役所を挙げてできる体制となっております。今回遅れた原因は土地交渉のところでありまして、ここは完全に想定外であったということです。

今後、この美良布保育園をどうするかにつきましては、先ほども御説明したとおり、香美市の今後の子供の数、出生数も含めて検討すべきではないかということもありまして、少し教育委員会とも話をしながら、どうするか結論は早期に立てなければならぬと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） もともとこの問題は議会でも指摘があったと思うのですが、振興計画、実施計画の中から、美良布保育園建設が前期に欠落したというか、抜けてし

まったんですよね。それは知っていますよね、当然。ですから、結局、用地交渉の問題、新しい保育園を建てるのに用地の問題が欠落してしまったと。もしそのときに、早い段階から今の振興計画に基づいて実施計画をちゃんと打たれておいたら、大宮小学校の太陽光をやられたところを含めた、ああいうすごくいい場所が確保できちよった可能性があったわけです。ですから、全体的な市の方針が、先ほどコミュニケーションの話もあったのですが、やられていないこともありますので、ぜひ、コミュニケーション取っていただいて、早急な方向性をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） もう一つ、債務負担行為の関係で、県営楠目地区農地耕作条件改善事業負担金の中身を、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 令和6年6月の補正におきまして、県が実施する農地耕作条件改善事業、これは、田の暗渠排水整備事業ですけれども、これに対する市の負担金としまして、本年度に150万円と450万円の債務負担行為を追加しておりましたが、県の計画では暗渠排水の設置を3メートル間隔としていたところ、現地調査の結果、土の質がよく、7.5メートル間隔で施工可能なことが判明したとのことで、工期、工事費ともに縮小となり、本年度のみで事業終了するため、債務負担行為を廃止するものでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 議案書15ページ、2款、1項、1目、18節、議案細部説明書では165ページになります。

人事交流職員負担金が計上されております。1人増になったとの説明もあるんですけども、増になった配属先における目的、そしてまたその期間を、出向したほうと受け入れたほうのそれぞれでお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

職員が相互に交流することで、職員の意識や姿勢、また、組織の活性化や人材育成につながるものと考えております。期間につきましては、出向、受入れともに、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 実際に配属された課とかは分かりますでしょうか。職員の向

上というのは分かるんですけども、もう少し具体的に、その担当課における目的とかはあるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 出向先につきましては、中央東福祉保健所です。受入先につきましては、健康推進課となっております。相互の交流につきましては、原課からの希望もございまして、保健師の交流になっています。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。
4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 関連でお伺いします。

この人事は年度初めからされているということだったと思うのですが、ということであれば、もうお給料というのでしょうか、それは既に支払いが行われているはずなので、この時期、年度末に補正予算ですということはどうもおかしいような気がするのですが、その点はいかがでしょう。

併せて、恐らく人事の方の元の給料差だと思うのですが、歳入と歳出が釣り合っていないのはなぜか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

給料につきましては、おっしゃいましたとおり、県職員につきましては高知県、本市の職員については香美市が、それぞれ予算から支払いをしております。今回予算計上しております負担金につきましては、年度末の実績確定後に県職分について負担金を支払って、逆に、本市職員分は歳入で負担金を受け入れることになっております。給料につきましては毎月支払いをしております。

この時期に計上となったことにつきましては、本来ですと、令和6年の早期に予算として補正計上すべきでしたけれども、この1組の交流人事につきましてはの予算計上が抜かっていたということで、今回計上させていただきました。申し訳ございませんでした。

そして、最後ですけれども、歳入と歳出の差につきましては、御質問にございましたとおり、職員の基本給関係の差となっております、本市へ出向してきている県職の方の基本給が高いということでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 同じページの3款、2項、3目の1節、2節、7節にありますが、全ての会計年度任用職員の報酬組替えでお聞きいたします。議案細部説明書では166ページです。

なかなか職員の確保が難しいというお話が市長の報告にもありましたが、現状では会計年度任用職員で何とか賄っておるけれども、そもそものフルタイム職員の確保の方針

をお聞きしておきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 安定した保育サービスを提供する上で、フルタイム会計年度任用職員を確保することは大変重要であると考えておりますので、今後も引き続き、保育園職員のネットワークを通じた潜在候補者の発掘や、ハローワークでの積極的な求人の展開、大学・専門学校への求人情報の提供を通じて、確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 同じ議案書15ページでお聞きいたします。

6の2の2の7節、報償費ですけれども、先ほど、市長からも鳥獣被害が増えているという報告があったかと思えます。今回、頭数が伸びたということですが、何か特に理由があったのかをお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 捕獲頭数が増加した理由についてですけれども、これまで銃猟のみで捕獲活動を行っていた狩猟者が、近年、わな猟も併せて行うようになった方もあることから、捕獲頭数の増加などが考えられます。

また、特に、イノシシの捕獲頭数増加につきましては、令和4年度に香北町で豚熱の陽性個体が捕獲されて以来、捕獲頭数は激減しておりましたが、本年度に入りまして相談件数、捕獲頭数ともに増加しております。これは、生息域の変化など、複数の要因が重なったことなどにより増加したものと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。同意第2号から同意第20号まで、以上19件は人事案件であります。香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により、質疑、討論を省略したいと

思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

地方自治法第117条の規定により、有光収三君の退場を求めます。

（1番、有光収三君 退場）

○議長（小松紀夫君） 日程第41、同意第2号、農業委員会委員の任命についてを議題とします。

同意第2号について、提案理由の説明を求めます。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 同意第2号は、農業委員会委員の任命についてです。御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松紀夫君） 以上で、同意第2号についての提案理由の説明を終わります。

次に、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） それでは、同意第2号を説明させていただきます。

同意第2号、農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市香北町有瀬110番地1

氏 名 有光収三

生年月日 昭和48年6月9日

令和7年2月28日提出、香美市長 依光晃一郎

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第2号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

有光収三君の入場を許可します。

（1番、有光収三君 入場）

○議長（小松紀夫君） 日程第42、同意第3号、農業委員会委員の任命についてから、日程第59、同意第20号、農業委員会委員の任命についてまで、以上18件を一括議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） それでは、同意第3号から同意第20号まで、一括で説明させていただきます。

同意第 3 号、農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町神通寺 3 1 7 番地

氏 名 岡田修一

生年月日 昭和 34 年 10 月 23 日

同意第 4 号、

住 所 香美市物部町大栃 1 3 9 6 番地

氏 名 岡本博臣

生年月日 昭和 29 年 6 月 23 日

同意第 5 号、

住 所 香美市土佐山田町下ノ村 4 7 7 番地

氏 名 門脇義人

生年月日 昭和 41 年 6 月 28 日

同意第 6 号、

住 所 香美市土佐山田町西本町 3 丁目 1 番 3 2 号

氏 名 上島陽子

生年月日 昭和 46 年 11 月 3 日

同意第 7 号、

住 所 香美市香北町美良布 1 5 4 1 番地

氏 名 小松和啓

生年月日 昭和 27 年 9 月 16 日

同意第 8 号、

住 所 香美市物部町久保高井 1 6 8 番地

氏 名 竹平豊久

生年月日 昭和 24 年 1 月 26 日

同意第 9 号、

住 所 香美市香北町永野 2 7 6 番地

氏 名 竹村純吉

生年月日 昭和 23 年 5 月 2 日

同意第 10 号、

住 所 香美市土佐山田町 2 0 4 2 番地 2

氏 名 竹村雄介

生年月日 昭和 55 年 1 月 11 日

同意第 11 号、

住 所 香美市土佐山田町植 7 2 7 番地 1

氏 名 堤昭雄

生年月日 昭和 3 2 年 1 2 月 2 0 日

同意第 1 2 号、

住 所 香美市物部町大枋 1 1 2 8 番地 1 0

氏 名 西尾文彰

生年月日 昭和 4 5 年 5 月 3 0 日

同意第 1 3 号、

住 所 香美市土佐山田町 1 6 5 6 番地

氏 名 西村広幸

生年月日 昭和 3 2 年 7 月 2 9 日

同意第 1 4 号、

住 所 香美市土佐山田町佐野 8 6 2 番地 2

氏 名 藤原新市

生年月日 昭和 2 7 年 1 0 月 1 日

同意第 1 5 号、

住 所 香美市土佐山田町新改 2 1 5 番地 3

氏 名 三木克司

生年月日 昭和 3 4 年 1 0 月 2 0 日

同意第 1 6 号、

住 所 香美市香北町日ノ御子 3 6 7 番地 2

氏 名 三谷富重

生年月日 昭和 3 1 年 7 月 2 5 日

同意第 1 7 号、

住 所 香美市香北町中谷 3 0 9 番地 1

氏 名 村上千世

生年月日 昭和 4 9 年 9 月 1 0 日

同意第 1 8 号、

住 所 香美市香北町西川乙 2 3 4 7 番地 1

氏 名 宗石大輔

生年月日 昭和 5 6 年 7 月 2 8 日

同意第 1 9 号、

住 所 香美市土佐山田町杉田 4 5 3 番地

氏 名 森田良彦

生年月日 昭和 3 2 年 5 月 8 日

同意第 2 0 号、

住 所 香美市物部町大柵 2 5 7 0 番地

氏 名 山内茂

生年月日 昭和 2 8 年 5 月 1 4 日

令和 7 年 2 月 2 8 日提出、香美市長 依光晃一郎

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第 3 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 3 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 4 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 4 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 5 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 5 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 6 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 6 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 7 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 7 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 8 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、同意第 8 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 9 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、同意第 9 号は、原案のとおり同意することに決定をしました。

次に、同意第 10 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、同意第 10 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 11 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、同意第 11 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 12 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、同意第 12 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 13 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、同意第 13 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 14 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、同意第 14 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 15 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、同意第 15 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第 16 号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、同意第16号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第17号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、同意第17号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第18号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、同意第18号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第19号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、同意第19号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第20号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、同意第20号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は3月11日午前9時に開きます。

本日はこれで終了します。

(午前 10時34分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

